

= 日本雑穀アワード 2018 業務用食品部門 応募規定 =

第 1 条 (応募対象)

日本国内において製造し販売されている、主に中食や外食の調理現場や自社セントラルキッチン等で利用される業務用形態の雑穀加工食品（以下「商品」という。）を応募対象とします。雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第 2 条 (応募方法)

所定の応募用紙に必要事項を記入し、E-mail 添付にて一般社団法人日本雑穀協会（以下「当協会」という。）まで送信してください。また、受付後に請求書を発行いたしますので、審査料として 1 商品につき 5 万円を指定する期限までにお支払ください。なお、審査に必要なサンプル数については、応募書類を確認後、ご連絡いたします。

第 3 条 (審査方法)

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1 商品につき 8 名以上の審査員が審査基準に従って試食・採点し、その合計点をもって評価点数とします。

第 4 条 (表彰)

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第 5 条 (審査結果の通知)

審査結果は E-mail にてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第6条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。ただし、応募企業が受賞について発表している場合は、ご紹介することがあります。

第7条（受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後3年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第8条（受賞広告の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用するの広告はできません。

第9条（受賞マークの使用）

受賞マークは、商品1点につき、以下の使用料を支払うことで、有効期間内において使用することができます。詳しい使用方法については、受賞マーク使用ガイドラインをご確認ください。

<使用料>

- ◇ ホームページ、カタログ、パンフレット等へのデータ使用

4万円/年間、 10万円/3年間一括

- ◇ 個別商品への使用

金賞マークシール 3.0円/枚

印刷・独自作製シール 1.5円/枚

第 10 条（金賞原材料使用マークの利用）

業務用食品部門で金賞を受賞した場合は、受賞商品を使用した商品やメニューに、金賞原材料使用マークを使うことができます。なお、以下の二つの条件に適合する必要があります。

1. 現場調理されていること（自社セントラルキッチンを含む）
2. 販売されている商品名やメニュー名に反映されていること

<使用料>

◇ メニュー、POP 等へのデータ使用

4 万円／年間、 10 万円／3 年間一括

※第 9 条の受賞マーク利用料と重複しての費用は必要ありません。

◇ 個別商品への使用

金賞原材料使用マークシール 3.0 円／枚

印刷、独自作製シール 1.5 円／枚

第 11 条（受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第 12 条（その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。当応募規定に掲載している各費用には、別途消費税がかかります。

制定日：2017 年 12 月 18 日

一般社団法人 日本雑穀協会